

令和4年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年6月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年6月24日(金)午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(12人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩			
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
			委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正				
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(3人)

委 員 :	4 番 :	南波 雅子	委 員 :	9 番 :	藤村 信広		
委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美				

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第5号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、10番忠貞夫委員、11番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>6月17日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>6月22日、新潟県農業会議第132回通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟市中央区の東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>諸般の報告でございますが、6月22日の市町村農業委員会会長会議で、会長に石山さんが留任、それから幹事については全員留任ということでございます。以上報告します。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番と2番は、経営拡大が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、経営拡大により乙地内の畑について売買するもので、面積は67㎡、売買価格は総額〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について売買するもので、面積の合計は11,049㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>第1号議案の1番と2番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の1番と2番の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p>

	<p>去る6月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の1番と2番は、経営拡大が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の1番と2番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11番	<p>1番の案件ですけれども、67㎡で〇〇円ということで値段的に高いと思うんですが、将来的に宅地にするとか、家に隣接している所で宅地にするとかそういう意味合いで買ったんですか。</p>
事務局	<p>3条申請でございますので、農地の耕作目的の売買しかできませんので、耕作目的で購入しようとしております。ただ、価格が高いのはこの地内の村中になっておりまして、すぐ近くが宅地並んでいる場所でございます。</p>
11番	<p>畑として買ったけども、将来的に宅地にするよという意味合いで買ったのかと。</p>
事務局	<p>その辺は当人同士の話し合いですのでありますし、経営の拡大という目的でございます。</p>
11番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番と2番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番と2番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第1号議案の3番について審議いたします。</p> <p>なお、〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第1号議案の3番をご説明いたします。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により鴻巣地内の畑について売買するもので、面積は277㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案の3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の3番の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案の3番は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の3番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の3番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の3番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅及び車庫建築のための転用が1件、住宅建築のための転用が1</p>

	<p>件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、城塚地内の畑において住宅及び車庫建築のための転用で、申請者の父が昭和 52 年と昭和 60 年に母屋及び車庫を増築しておりましたが、今回許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 233 m²、建築面積は 150 m²であります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の畑において住宅建築のための転用で、申請者の親が平成 4 年に増築しておりましたが、今回許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 408 m²、建築面積は 100 m²であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅及び車庫建築のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたし</p>

<p>議長</p>	<p>ます。 事務局説明願います。</p> <p>第3号議案をご説明いたします。 議案書3ページをお願いします。 第3号議案は、駐車場整備のための転用が2件であります。 1番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕田において、駐車場を整備のための事業計画変更であります。当初計画者が平成13年に住宅建築の目的で転用申請しましたが、都内に住宅を所有していたこともあり、申請地はそのままとなっております。その後承継者が宗教法人の駐車場の用地として購入することとなったため、事業計画変更が必要となるものであります。申請面積は523㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 2番の案件は、高野地内の畑において、駐車場を整備するための転用で、申請面積は229㎡、賃借権を設定し年〇〇円であります。 第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第3号議案の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>10番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案は、駐車場整備のための転用が2件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p>

	<p>第3号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。次に、第4号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案をご説明いたします。 議案書4ページをお願いします。 第4号議案は、新地目を雑種地とするものであります。 1番の案件は、都市計画用途地域である本郷町地内の休耕畑において、四方を住宅に囲まれたことで耕作不便となり、長年耕作していない状態でありました。 申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、雑種地となり農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第4号議案の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>10番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。 第4号議案は、新地目を雑種地とするものであります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、雑種地となり農地に復元することが困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。 よって、第4号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第5号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書5ページをお願いします。 1番の案件は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。 第5号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の利用権設定の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。 第5号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第5号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和4年6月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年6月24日

議 長 _____

10 番 _____

11 番 _____